

胎内市公共下水道・し尿投入施設等
包括的維持管理業務委託

【汚水処理場 特記仕様書】

2022年(令和4年)度～2026(令和8年)度

2022年度～2026年度



胎内市

上下水道課

施設包括的維持管理運転業務委託 特記仕様書
(汚水処理場維持管理業務委託)

(目 的)

第1条 この特記仕様書は、胎内市（以下「委託者」という。）の所有する、中条浄化センター施設（以下「施設」という。）の維持管理業務（以下「業務」という。）において、「胎内市公共下水道・し尿投入施設等包括的維持管理業務委託【共通仕様書】」（以下「共通仕様書」という。）に定めるもののほか、施設の必要な事項を定め、運転管理、設備維持及び投入量・水質管理を適正に行い、施設の機能を十分発揮できるよう、効率的かつ経済的及び安全に業務を履行することを目的とする。

(施設設計概要)

第2条 施設の設計概要は次のとおりである。また、放流水質基準及び脱水汚泥含水率については、設定されている基準値を遵守しなければならない。

- (1) 施設名 中条浄化センター（下水道法第2条第6条に規定する終末処理場）
鉄筋コンクリート（地下1階、地上2階）
- (2) 所在地 胎内市塩津字堀下 573-2 外
- (3) 流入水排除方式 : 分流式
- (4) 処理方式 : 標準活性汚泥法
- (5) 現有処理能力 : 11,500 m³/日最大（晴天時最大流量）
- (6) 流入水量（見込） : 2022年度 約 2,315,000 m³/年
2023年度 約 2,320,000 m³/年
2024年度 約 2,548,000 m³/年
2025年度 約 2,553,000 m³/年
2026年度 約 2,558,000 m³/年
- (7) 汚泥処理方式
濃縮方式 : 重力濃縮
脱水方式 : 回転加圧脱水
- (8) 放流先 : 堀川
- (9) 計画水質

	流入水質 (mg/L)	放流水質 (mg/L)	除去率 (%)
BOD	240	15	89.6
SS	220	20	81.8

(10) 水質環境基準

水 域	該当類型	達成期間	環境基準点
落堀川 (舟戸川含む。全域)	B	ア	藤村橋

※改正 新潟県告示第 327 号 平成 26 年 3 月 14 日による

該当類型「B」: BOD 3mg/L以下、SS 25mg/L以下

達成期間「ア」: 直ちに達成

(11) 契約放流水質基準

ア. PH 6.0 以上 8.0 以下

イ. BOD 9.0 mg/L 以下

ウ. SS 18.0 mg/L 以下

エ. 大腸菌群数 3,000 個/cm³ 以下

(12) 脱水汚泥含水率

ア. 回転加圧汚泥 81.0%以下

(13) その他の法的基準値

ア. 騒音 (dB)

騒音規制対象区域外であるが、近隣住民には配慮すること。

(有資格者)

第 3 条 業務履行上で必要な有資格者については、次のとおりである。

- (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の 3 に定める資格を有する者
- (2) 電気工事士 (電気工事士法)
- (3) 乾燥設備作業主任者
- (4) 第二種酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (労働安全衛生法)
- (5) 特定化学物質等取扱作業主任者 (労働安全衛生法)
- (6) 小型移動式クレーン運転技能講習修了 (労働安全衛生法)
- (7) 玉掛け技能者 (労働安全衛生法)
- (8) 防火管理者 (消防法)
- (9) 第二種公害防止管理者(水質)
- (10) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (11) 低圧電気取扱作業者 (労働安全衛生法)
- (12) その他労働安全関係で必要な資格者

(業務範囲)

第 4 条 業務の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 運転監視業務
 - ① 施設の中央監視及び操作
 - ② 水処理施設の各種機器の現場運転操作

- ③ 汚泥処理施設の各種機器の現場運転操作（脱水機運転業務含む）
- ④ 施設及び各種機器の巡視点検
- ⑤ 脱臭設備運転・操作
- ⑥ マンホールポンプ場の遠隔運転操作・監視
- ⑦ 脱水汚泥の積込み
- ⑧ その他業務上必要な諸作業

(2) 日常点検業務

1. 施設および周辺の状態変化の有無の点検

- ① 施設周辺の臭気の有無の点検
- ② 異常な騒音の有無の点検
- ③ 施設及び付帯施設周辺の地面の陥没、あるいは盛り上がりの有無の点検
- ④ 施設内マンホール蓋の密閉状況の点検

2. 沈砂池設備

- ① ゲートの点検
- ② 機械式スクリーンの点検
- ③ し渣および沈砂の除去
- ④ 揚砂ポンプの点検
- ⑤ 水位計の点検
- ⑥ 浮上物及び沈砂堆積の状況の点検
- ⑦ 現場水質検査（外観、臭気、水温、pH、透視度、SS、COD）
- ⑧ その他付帯設備の点検

3. 主ポンプ設備

- ① 主ポンプの点検
- ② その他付帯設備の点検

4. 水処理施設

(最初沈殿池)

- ① 初沈汚泥掻寄機の点検
- ② スカムスキマーの点検
- ③ 生汚泥ポンプの点検
- ④ 初沈床排水ポンプの点検
- ⑤ 浮上物及び汚泥堆積の状況の点検
- ⑥ 槽内の汚泥の適正な引き抜き調整
- ⑦ 現場水質検査（外観、臭気、水温、pH、透視度、SS、COD）
- ⑧ その他付帯設備の点検

(反応槽)

- ① 槽内の曝気攪拌状況の点検
- ② 発泡状況の点検
- ③ 消泡水ポンプの点検

- ④ 消泡水の噴出状況の点検
- ⑤ 反応槽床排水ポンプ
- ⑥ 槽内容存酸素（DO）の測定
- ⑦ 槽内混合汚泥濃度（MLSS）の測定
- ⑧ 槽内汚泥の沈殿率（SV30）の測定
- ⑨ 現場水質検査（外観、臭気、水温、pH）
- ⑩ その他付帯設備の点検

（送風機設備）

- ① 送風機の点検
- ② Vベルトの点検
- ③ ベアリング、オイルシールの点検
- ④ エアークリフィルターの点検清掃
- ⑤ グリス、潤滑油量等の点検
- ⑥ その他付帯設備の点検

（最終沈殿池）

- ① 汚泥掻寄機の点検
- ② スカムスキマーの点検
- ③ 返送汚泥ポンプの点検
- ④ 余剰汚泥ポンプの点検
- ⑤ 浮上物及び汚泥堆積の状況の点検
- ⑥ 上澄水の越流状況の確認
- ⑦ 槽内の汚泥の適正な引き抜き調整
- ⑧ 現場水質検査（外観、臭気、水温、pH、透視度）
その他付帯設備の点検

（滅菌設備）

- ① 滅菌設備の点検
- ② 消毒剤の注入状況の点検
- ③ 消毒剤の残量の点検及び適宜の補給
- ④ 放流水の水質検査（外観、臭気、水温、pH、残留塩素、透視度、SS、COD）
- ⑤ その他付帯設備の点検

5. 汚泥処理設備

（汚泥濃縮槽）

- ① 上澄水の越流状況の点検
- ② 汚泥の浮上の有無の点検
- ③ 中間水の適宜引き抜き調整
- ④ 濃縮汚泥ポンプの点検
- ⑤ 濃縮掻寄機の点検
- ⑤ その他付帯設備の点検

(汚泥貯留槽および汚泥受入れ槽)

- ① 汚泥貯留槽攪拌機の点検
- ② 汚泥移送ポンプの点検
- ③ 槽内液位の点検管理
- ④ 汚泥濃度の測定
- ⑤ その他付帯設備の点検

6. 汚泥脱水設備

- ① 汚泥脱水機の点検
- ② 汚泥供給ポンプの点検
- ③ 汚泥サービスタンク攪拌機の点検
- ④ 薬液供給ポンプの点検
- ⑤ 薬品攪拌機の点検
- ⑥ 脱水汚泥搬送装置の点検
- ⑦ 洗浄水ポンプの点検
- ⑧ 空気圧縮機の点検
- ⑨ 空気槽の点検
- ⑩ その他付帯設備の点検

7. 脱臭設備

- ① 脱臭ファンの点検
- ② その他付帯設備の点検

8. 換気設備

- ① 各室の給排気ファンの点検
- ② その他付帯設備の点検

9. その他の設備

- ① ポンプ室床排水ポンプの点検
- ② 給水ポンプの点検
- ③ 雑用水ポンプの点検
- ④ その他付帯設備の点検

10. 電気・計装設備

- ① 動力制御盤の電流計、電圧計の指示値の点検、記録
- ② 各種指示計の指示値の点検、記録
- ③ 警報ランプの点灯の有無の点検
- ④ 電磁流量計記録計の点検

11. 日常点検結果の記録及び提出

- ① 1～10の点検結果の記録及び提出

(3) 保守点検業務等

- ① 水処理施設の各設備機器の保守点検整備
- ② 汚泥処理施設の各設備機器の保守点検整備
- ③ 各電気室受変電設備等電気設備の保守点検整備（自家用電気工作物点検含む）
- ④ 工業計器の保守点検整備
- ⑤ 消防設備の保守点検
- ⑥ 管理棟及び炭化設備棟の清掃
- ⑦ 樹木剪定業務
- ⑧ 脱臭設備の保守点検整備
- ⑨ 設備機器の絶縁抵抗測定業務
- ⑩ 放流渠の点検
- ⑪ 各建物屋上の点検
- ⑫ 構内設備等の点検及び保守
- ⑬ 各建物換気設備の点検保守（フィルター清掃含む）
- ⑭ ポンプ棟天井クレーンの毎月点検
- ⑮ 管理本館冷暖房・衛生設備の点検整備
- ⑯ 沈砂・し渣・スカム・スクリーンかすの搬出操作業務
- ⑰ 薬品等搬入立会業務
- ⑱ 次亜塩注入ポンプの保守点検整備
- ⑲ 沈砂池等洗浄業務（汚泥処分含む）
- ⑳ 場内清掃・除草・芝刈り業務
- ㉑ その他施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う点検整備
- ㉒ ①～㉑の業務について、別紙1で規定された記録及び報告書の作成・提出

(4) 設備補修業務

- ① 発錆・塗装剥離箇所の防錆及び補修塗装業務
- ② 突発的に発生した施設の機器・装置等の故障に対する機能の回復業務
- ③ ①～②の補修結果の報告書の作成・提出

(5) 物品管理調達業務

- ① 消毒用、脱水・脱臭用薬品類等の管理及び調達
- ② 燃料及び潤滑油等（廃油含む）の管理及び調達
- ③ 工具器具、記録紙等消耗品の管理及び調達
- ④ ①～③の調達の記録及び提出

(6) エネルギー管理業務

- ① 電力量を抑えるための省エネルギー運転及び運転計画書の作成・提出
- ② 管理標準の作成・遵守

(7) 水質分析関連業務

- ① 別紙2で規定された日常分析業務
- ② 顕微鏡による活性汚泥微生物の観察、判定
- ③ 水質分析用薬品類及び消耗品類の管理及び調達

- ④ 薬品の保管管理（管理票を作成し毎月提出）
- ⑤ ①～④の分析、観察結果、調達の記録及び提出
- (8) 緊急時の対応及び臨機の処置
- (9) その他
 - ① 処理施設は悪臭の発生源となりやすいので、給排気ファンや脱臭設備の運転には十分に注意すること。
 - ② 緊急事態発生時には遅滞なく到着し、復旧に努め、外に波及させることや、処理状態の低下は最小限にとどめるよう努力すること。
 - ③ 汚泥の場外搬出は、受託者の業務に含めないものとするが、搬出の指示、搬出量の委託者への報告、搬出口付近の清掃は受託者の責務とする。
 - ④ 受託者は、委託者が実施するストックマネジメント計画の作成又は見直しに必要な設備の保守点検・整備等のデータを整理し、提供を行うこと。

（汚泥掻寄機の点検業務）

第5条 受託者は、汚泥掻寄機の保守点検を行うものとする。なお、保守点検は空池状態にて行うものとする。ただし、空池状態にすることにより著しく処理に支障がある場合は、監督員と協議するものとする。

2 受託者は、前項の点検結果について報告書を提出すること。

（調整及び交換）

第6条 受託者は、業務範囲に係る各機器が正常に動作するように調整及び交換に努めること。

2 受託者は、次の調整及び交換を実施するものとする。

- (1) 各機器等の消耗品の交換・調整
- (2) 各機器等の潤滑油交換
- (3) 各機器等のグリースアップ
- (4) 制御に関する発信器の点検及び調整
- (5) 各池及び槽の流入・流出量の調整

3 調整及び交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を提出すること。

4 調整及び整備については、各機器取扱説明書に基づいて実施すること。

（補修及び塗装）

第7条 受託者は、設備点検により発見した不良箇所、故障の発生した破損箇所のうち、現場で補修可能な軽微なもの及び委託者が指示したものについては補修し、部分的な補修塗装についても実施すること。また、作業終了後に写真等を添付し報告すること。

2 前項の補修とは、点検によって発見された異常箇所等について、定常状態に復帰させるために行う調整又は定められた消耗品（特殊技能を伴わないで交換できるもの）の交換を行うことをいう。

- 3 第1項の塗装とは、足場組を必要としない高さにおいて、錆、腐食等による剥離、錆防止等、設備機器の機能を維持するために行う局所的な塗装をいう。

(巡視点検)

第8条 共通仕様書第22条に規定する巡視点検は、以下の事項を踏まえて定めるものとする。

- (1) 巡視点検は、その性質上運転操作の一環として行い、原則として運転状態を継続しながら計器類又は人間の五感によりその状況における設備機器の異常の有無を確認できる点検とすること。
 - (2) 点検内容は、受託者の経験及び知識により一定の点検要領及び基準を定めて行うこと。
- 2 第1項の点検結果については、その結果が明瞭に解るよう記号等を定め報告書に記載すること。

(水質分析業務)

第9条 水質分析に当たっては、委託者の指示する水質検査項目について測定・分析を行い、その結果を記録し、委託者へ報告することとする。

- 2 それ以外についても、性能担保のための運転管理上必要な場合は自主的に水質分析等を行い、運転操作に反映させることとする。
- 3 業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従うこととする。
- 4 分析によって発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処分し、その処分方法、処分先等が明示された報告書を当該マニフェストとともに提出することとする。
- 5 常に分析室及び器具類等の清掃を心がけ、整理整頓に努めることとする。
- 6 分析に使用する薬品類には劇物に該当するものもあるため、その取扱には十分注意し、安全を期するとともに、特に薬品台帳等による在庫管理や薬品庫の厳重な施錠等により、盗難等を防止すること。

(汚泥積込み業務)

第10条 脱水汚泥積込み業務は、浄化センターの脱水機から発生する脱水汚泥について、運搬車へ積込みを行うものである。

- (1) 脱水汚泥を委託者の指定する運搬車に積込むこと。

(経費の負担)

第11条 共通仕様書第29条第2項に定める受託者が負担すべき経費は、次のとおりとする。

- (1) 設備点検・修理及びそれに係る点検工具、回路計、懐中電灯等の工具・器具。ただ

し、特殊工具及び調整・設備に係る資材等は除く。

- (2) モップ、デッキブラシ、水切り等の清掃用具器具。
- (3) 電話・FAX・携帯電話の設置工事費及び通信費。
- (4) 突発的な設備補修業務に係る費用の上限は50万円以下/1件(税込)、150万円以下/年(税込)(マンホールポンプの補修も含む)とし、その金額を超過した場合は委託者負担とする。なお、補修費用の算定については見積りを取り協議を行うものとする。ただし、既存不良箇所については、補修の対象としないものとする。
- (5) 備消耗品に係る費用の上限は累計70万円/年以下(税込)(マンホールポンプの備消耗品も含む)とし、その累計金額を超過した場合は委託者負担とする。なお、費用の算定については2万円/件未満(税込)は口頭での報告とし、それ以上は見積りを取り協議を行うものとする。
- (6) 物品管理調達業務に係る費用。

2 受託者が負担する経費は、直接業務費のほか、資料1から5までに定めるものとする。

(化学物質管理計画)

第12条 受託者は、指定化学物質等の管理の改善を図るための化学物質管理の方針並びに指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標の設定、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画を委託者と連携して策定する。

(委託の報告)

第13条 受託者が業務の一部を委託する場合は、委託者に書面にて協議を行い、許可を得ること。

(業務形態)

第14条 受託者は、業務の履行に当たり原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 運転業務
 - ・水処理 24時間連続常駐とし、その他については受託者の計画による
 - ・汚泥処理 受託者の計画による
- (2) 保守点検業務 受託者の計画による
- (3) 設備補修業務 必要の都度
- (4) 緊急時等の対応 必要の都度

資料1 ユーティリティ調達管理業務

項目	品名	仕様	数量(実績)		
			2015年度	2016年度	2017年度
	年間流入水量(m ³ /年)		1,997,327	2,045,351	2,107,774
薬品	脱水助剤(kg)	エハグロース CS-291 又はミスブロック#810	1,189	1,459	1,144
	次亜塩素酸ソーダ (kg)	次亜塩素酸ナトリウム 12%低食塩	37,882	37,307	38,934
	脱臭活性炭(kg)	GM2X-4/6-2	1,020	0	1,020
	水質試験薬品(千円)	必要量	280	217	238
	燃料	高圧洗浄用ガソリン(ℓ)		250	250
	芝刈り用混合油(ℓ)		54	90	80
	点検・巡視用ガソリン(ℓ)		744	925	990
	ユニック車用軽油(ℓ)		204	632	680
	設備機器用グリース(ℓ)		0	100	100

資料2 点検・維持業務

業務名	回/年	内容
自家用工作物保安業務	6	東北電気保安協会による点検
消防設備点検業務	2 (延べ)	総合点検 1回 機器点検 6ヵ月に1回
植栽管理業務	1	松の剪定
管理棟定期清掃業務	9 (延べ)	床洗浄・磨き上げ(596.2 m ²) 4回 床洗浄・ワックス(596.2 m ²) 2回 ガラス窓清掃(管理棟・195.6 m ²) 2回 正面玄関天井部清掃(48 m ²) 1回
産業廃棄物収集運搬業務	1	分析廃液処理、その他廃棄物回収

資料3 修繕・備消耗品

項目	年(累計)	内容
修繕費	150万円未満	特記仕様書 第11条(4)のとおり
備消耗品費	70万円未満	特記仕様書 第11条(5)のとおり

資料4 外注分析業務

業務名	回/年	内容
河川水質検査業務	12	pH、BOD、SS、DO、MPN、T-N、T-P
放流水水質分析業務	12	pH、BOD、SS、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出化合物
	2	カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、 六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、 水銀及びアルキル水銀その他の化合物、PCB、 1・2-ジクロロエタン、1・1ジクロロエチレン、ベンゼン、 シス-1・2-ジクロロエチレン、1・3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1・1・1トリクロロエタン、1・1・2トリクロロエタン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、 1・4-ジチン、セレン及びその化合物、フッ素含有率、 ほう素含有率、硝酸性窒素含有率、アンモニア性窒素含有量、 有機リン化合物（EPNを含む）、亜鉛含有量、 クロム含有量、フェノール類含有量、銅含有量、溶解性鉄含有量、 溶解性マンガ含有量、ダイチン類

資料5 保険料・事務所運営費等

項目	数量	摘要
総合賠償責任保険	1式	
車両費(燃料費含む)	1式	ライトバン、トラッククレーン
安全対策費	1式	

別紙 1

保守点検業務等報告（特記仕様書 第 4 条関係）

	報告内容	提出書類	記載事項
(特記仕様書 第 4 条(3) 関連) 保守点検業務報告書	水処理機器の 保守点検整備	保守点検記録報告書	①点検機器名 ②点検内容に関する記録 ③点検結果に関する記録 ④その他必要な記録
	汚泥処理機器の 保守点検整備	保守点検記録報告書	①点検機器名 ②点検内容に関する記録 ③点検結果に関する記録 ④その他必要な記録
	受変電設備等電気設備の 保守点検整備	電流値測定記録報告書	①点検機器名 ②点検機器の定格容量及び 定格電流に関する記録 ③点検内容に関する記録 ④点検結果に関する記録 ⑤その他必要な記録
		自家用電気工作物 点検報告書	①点検日 ②点検設備名 ③各種測定値に関する事項 ④点検結果に関する事項 ⑤その他必要な事項
	工業用計器の 保守点検整備	機器整備報告書	①点検日 ②点検機器名 ③点検内容に関する記録 ④点検結果に関する記録 ⑤その他必要な記録
	消防設備の 保守点検整備	消防設備点検報告書	①点検日時 ②点検設備名 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項
	管理棟及び 炭化設備等の清掃	機器整備報告書	①実施日 ②清掃場所 ③清掃内容に関する事項 ④その他必要な事項

	報告内容	提出書類	記載事項
(特記仕様書第4条(3)関連) 保守点検業務報告書	樹木剪定業務	作業実績報告書	①実施日 ②作業場所 ③作業内容に関する事項 ④その他必要な事項
	脱臭設備の 保守点検整備	保守点検記録報告書	①点検機器名 ②点検内容に関する記録 ③点検結果に関する記録 ④その他必要な記録
	設備機器の 絶縁抵抗測定業務	低圧機器点検報告書	①実施日 ②点検機器名 ③測定結果に関する事項 ④その他必要な事項
	放流渠の点検	機器整備報告書	①実施日 ②点検内容に関する事項 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項
	各建物屋上の点検	機器整備報告書	①実施日 ②点検内容に関する事項 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項
	構内設備等の 点検及び保守	機器整備報告書	①実施日 ②点検内容に関する事項 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項
	各建物換気設備の 点検保守 (フィルター清掃含む)	機器整備報告書	①実施日 ②点検内容に関する事項 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項
	ホップ棟天井クレーンの 毎月点検	天井クレーン点検報告書	①実施日 ②点検内容に関する事項 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項
	管理本館冷暖房・ 衛生設備の点検整備	保守点検記録報告書	①点検機器名 ②点検内容に関する記録 ③点検結果に関する記録 ④その他必要な記録

	報告内容	提出書類	記載事項
(特記仕様書第4条(3)関連) 日常水質分析業務	沈砂、し渣、スカム、 スクリーンかすの 搬出操作業務	管理月報	①沈砂、し渣等搬出に関する記録
	薬品等搬入立会業務	薬品納入報告書	①品名 ②納入日 ③数量 ④その他必要な記録
	次亜塩注入ポンプの 保守点検整備	機器整備報告書	①実施日 ②点検内容に関する事項 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項
	沈砂池棟洗浄業務	管理月報	①搬出量
	場内清掃・除草・ 芝刈り業務	作業実績報告書	①作業日 ②作業内容及び作業状況の写真 ③その他特記事項
	その他必要とする報告		①実施日 ②点検内容に関する事項 ③点検結果に関する事項 ④その他必要な事項

別紙 2

日常水質分析業務（特記仕様書 第 4 条関係）

	検査項目	検査回数	試料採取箇所
(特記仕様書 第 4 条(7) 関連) 水質分析業務	水温	毎日	沈砂池出口
	p H	毎日	沈砂池出口
	透視度	毎日	沈砂池出口
	外観	毎日	沈砂池出口
	臭気	毎日	沈砂池出口
	S S	平日	沈砂池出口
	C O D	平日	沈砂池出口
	水温	毎日	A T 入口
	p H	毎日	A T 入口
	透視度	毎日	A T 入口
	外観	毎日	A T 入口
	臭気	毎日	A T 入口
	S S	平日	A T 入口
	C O D	平日	A T 入口
	水温	毎日	A T
	p H	毎日	A T
	透視度	毎日	A T
	D O	毎日	A T
	M L S S	毎日	A T
	S V	毎日	A T
	外観	毎日	A T
	臭気	毎日	A T
	水温	毎日	放流口
	p H	毎日	放流口
	透視度	毎日	放流口
	D O	毎日	放流口
	残塩	毎日	放流口
	S S	平日	放流口
C O D	平日	放流口	